

草加市図書館貸出票広告掲載要領

令和6年5月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市広告掲載事業要綱（平成18年告示第545号。以下「要綱」という。）及び草加市広告掲載基準（平成18年告示第546号）に定めるもののほか、草加市立中央図書館、公民館・文化センター図書室、地域開放型図書室等（以下「図書館」という。）で図書等を貸し出す際に利用者に対し発行する貸出票（貸し出した資料名、返却期限等を記載したレシートをいう。以下「貸出票」という。）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、貸出票の表面下部とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、縦2.5センチメートル、横6センチメートル（フレーム含む。）の寸法とする。
 - (2) 広告のファイル形式は、モノクロビットマップとする。
 - (3) 広告の使用色は、黒1色とする。
- 2 掲載する広告は、公募するものとする。

(募集枠数)

第4条 募集枠数は2枠とし、応募は1事業者につき1枠とする。ただし、他に応募する事業者がない場合、1事業者が2枠応募することができるものとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり年額84,000円とする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1年間とする。ただし、掲載期間の最終月において、第8条の規定による申込みをし、掲載決定を受けた場合、1年間を限度として引き続き掲載することを妨げない。

(掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、草加市図書館貸出票広告掲載申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 会社概要（業種等が分かるもの）
- (2) 広告デザイン案（紙媒体）
- (3) モノクロビットマップ形式の原稿データ
（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容等を審査し、広告掲載の可否を決定し、草加市図書館貸出票広告掲載決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、申請者又は広告内容が要綱第3条に規定する基準に該当するおそれがあるため必要と認めるときは、要綱第5条に規定する草加市広告審査委員会の審査を経て、その可否を決定しなければならない。

3 複数の申請があった場合は、申請書の先着順に広告掲載者を決定する。ただし、複数の申請が同時にあった場合は、くじで広告掲載者を決定する。

（広告内容の変更）

第10条 広告掲載者は、広告掲載期間中4回まで広告の内容（広告掲載者の名称を除く。）を変更することができる。この場合において、広告掲載者は、草加市図書館貸出票広告掲載変更申請書（第3号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、広告の内容を審査し、その結果を草加市図書館貸出票広告掲載変更決定通知書（第4号様式）により、広告掲載者に通知するものとする。

3 前項の規定による審査には、前条第2項の規定を準用する。

（掲載料の納付）

第11条 第9条第1項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者は、原則として当該通知を受けた日から30日以内に掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

（掲載料の還付）

第12条 掲載料は、原則として還付しない。ただし、掲載決定後、広告掲載者の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、貸出票の広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。